

お知らせ掲示板

くらし

お墓参り用臨時バスを運行します

期 3月20日(月)～22日(水) 因 お墓参りが多い3月のお彼岸の時に、三山荘と桃尾墓園間で臨時バスを運行 ※途中での乗り降りはできません。

因 指定管理者：株式会社パブリックビジネスジャパン(☎237-7266)

【三山荘までのバス(有料)】

熊本市都市バス「三山荘」行(熊本桜町バスターミナルは26番のりば)

※三山荘バス停で下車し、臨時バスに乗り継ぎとなります。

【運行時間】

※三山荘・桃尾墓園間は約10分。

3月20日(月)～22日(水)

	三山荘→桃尾墓園	桃尾墓園→三山荘
1	9:05	9:20
2	10:10	10:30
3	11:00	11:20
4	11:40	12:00
5	12:20	12:40
6	13:20	14:35

(健康福祉政策課 ☎328-2340)

郵便局でマイナンバーカードの申請ができます

無料

因 平日午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く) 場 市内郵便局10局(熊本中央郵便局、熊本東郵便局、川尻郵便局、上熊本郵便局、北部郵便局、熊本水前寺公園郵便局、熊本西子飼郵便局、熊本駅内郵便局、熊本近見町郵便局、熊本楠郵便局) 因 マイナンバーカードの交付申請書の記入支援、顔写真の無料撮影 因 本市に住民登録がある方、これまでにマイナンバーカードの申請や作成をしたことがない方 申 予約不要

(地域政策課 ☎328-2067)

マイナポイントの申し込みはお早めに

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した方は、最大20,000円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込対象となります。手続きがまだの方はお早めにお申し込みください。申し込み手続きは区役所・総合出張所・熊本市マイナンバーカードサテライトでも行っています。

※マイナポイントに関する問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)へ。

(地域政策課 ☎328-2067)

証明書コンビニ交付サービスを休止します

期 4月1日(土) 午前6時半～11時 因 システムメンテナンスのため、戸籍証明書、税関関係証明書のコンビニ交付サービスを休止します (地域政策課 ☎328-2067)

ごみゼロコールを臨時休止します

期 3月11日(土) 終日 因 システムメンテナンスのため、電話・ファクスによる大型ごみの受け付けおよびごみに関するお問い合わせへの対応等を臨時休止します 因 ごみゼロコールの全ての業務 (廃棄物計画課 ☎328-2359)

情報公開窓口を移転します

3月22日(水)に次のとおり情報公開窓口を移転します。

【現在】市庁舎3階(下通り側)

【移転後】市庁舎地下1階(食堂前)

同日以降に開示請求の手続きや行政資料の閲覧等を希望の方は移転後の窓口にお越しください。なお、電話やファクス番号に変更はありません。(情報公開窓口 ☎328-2059)

地図および書籍の販売場所の変更のお知らせ

本市が発行する地図や書籍の市庁舎内における販売場所を3月1日(水)から次のとおり変更します。

【現在の販売場所】市役所売店(市庁舎地下1階)

【変更後の販売場所】情報公開窓口(市庁舎3階。3月22日(水)以降は市庁舎地下1階)

なお、3月1日(水)以降の都市計画に関する地図の販売は、「都市計画総括図」のみとなります。

※従来販売していた都市計画に関する地図等は市ホームページで公開しています。詳しくは都市政策課(☎328-2502)へ。

(情報公開窓口 ☎328-2059)

原付バイクの廃車手続きなどはお早めに

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在でバイク、軽自動車または小型特殊自動車(農耕作業用、その他)などを所有している方に課税します。お持ちの車両を廃棄したり、他人へ譲渡した場合は、3月中に申告手続きを済ませてください(申告がない場合は、引き続き課税となります)。

○手続き場所など

場 市民税課、区役所税務室、総合出張所

※本市窓口での受け付けは、排気量125cc以下の原付バイクおよび小型特殊自動車(農耕作業用、その他)に限ります。なお、代理人の場合、委任状は不要ですが、届出者の本人確認

認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です。

【廃車】因 ナンバープレート、届出者の本人確認ができるもの

確認事項：車名、車台番号、排気量

※盗難の場合は、被害に遭った日、警察へ届けた日、警察署名、受理番号

【名義変更】因 届出者の本人確認ができるもの

※新所有者・使用者の住民登録が市外の場合は、住民票など証明するものが必要です。

確認事項：ナンバープレートの番号、車名、車台番号、排気量、「販売または譲渡した証明」欄の記入

※軽自動車税(種別割)は、使用の本拠地(定置場)がある市区町村に納める税です。進学や転勤に伴い原付バイクの定置場が市外に変わる場合は、廃車手続きが必要です。

詳しくは、市ホームページ、市民税課(☎328-2181)または区役所税務室へ。

熊本でMaaSアプリ「my route」のサービス開始

1月28日(土)から、MaaSアプリ「my route」が熊本エリアでサービスを開始しました。「my route」では、目的地までのあらゆる移動手段から最適な移動方法を案内し、他の予約サイト等とシームレスに連携します。また、アプリ内で「市電1日乗車券」や「わくわく1dayパス」などのデジタルチケットも販売しています。詳しくは右のQRコードへ。



(交通局総務課 ☎361-5233)

熊本市収入証紙の販売場所が変わります

3月1日(水)から、熊本市収入証紙の販売場所を、市庁舎地下1階の売店から2階の会計総室へ変更します。

販売時間：午前8時半から午後5時15分まで(土・日・祝日、年末年始を除く)

(会計総室 ☎328-2583)

点字の納税概要書を送付します

因 希望者に対して、固定資産税・市県民税・軽自動車税の納税通知書と一緒に点字の概要書(納税義務者名、税目、年税額、納期、納期ごとの税額などを記載)を送付します 申 3月15日までに電話で固定資産税課へ

(固定資産税課 ☎328-2195)

市営住宅の通年募集(募集団地一覧の更新)

対象の住宅は、3月3日(金)から市ホームページに一覧を掲載します。

因 事前に指定した入居促進住宅 ※エレベーターのない団地や棟で、入居率がおおむね8割以下の4階以上の住宅や、募集を行っても応募がなかった住宅

●申込(先着順)

期 3月7日(火)～時 ①3月7日(火) 午前9時半～午後3時 ②3月8日(水) からは午前8時半～午後5時 場 ①3月7日(火) 国際交流会館5階大広間 ②3月8日(水)～市営住宅管理センター(市庁舎9階) 因 中央・北・西区は(☎327-5101)、東・南区は(☎311-7833)

現在募集中の通年募集団地についてはこれまでどおり申込受付を行います。

(市営住宅課 ☎328-2461)

男女共同参画の視点に立った防災出前講座

無料

期 5月～来年1月末の期間で要相談 場 市内(実施場所は申込団体で確保。会場使用料や設営費用は申込者負担です。)または男女共同参画センターはあもにい 因 市内に住むか通勤・通学する方で構成された団体・自治会・企業など 申 電話またはメール(info@harmony-mimozza.org)で男女共同参画センターはあもにいへ(男女共同参画センターはあもにい ☎345-2550)

【連載】昼も夜もだれもが歩いて楽しめるまち(最終回)～アートを感じるまちなかライフ～

「アート」と聞くと、絵画や彫刻といった「物」を思い浮かべがちですが、熊本市現代美術館の日比野 克彦館長のお話では、鑑賞する人が、「ああ、なんだかきれいだな」とか「懐かしい気分になるな」など、心の変化が生まれたとき、その「物」と鑑賞者との関係性のことを「アート」と呼ぶそうです。

何かと慌ただしい年度末こそ、まちなかライフの中で、こんな「アート」な体験を増やして、心のリフレッシュを図りましょう!

モデルコース(アート編) 友人Jさん・Kさん(中央区在住/20代女性)

テーマ “ばったりアートイベントに遭遇”

今日は、久しぶりにお友達同士でまちなかへランチへ!食事の後、アーケードを歩いていると、創作を楽しむ人だかりを発見!誰でも気軽に参加できる、応援フラッグを創作するアートイベントということで、チャレンジしてみることに。他の参加者やスタッフの方とお話をしながら、手縫いでフラッグを創作していると、ついつい時間を忘れて没頭してしまった2人。創作による心の満足を感じながら、帰路につくバス停へ向かいました。



下商店街でのアートイベント

いつも歩行者を優先してくださっている、人に優しい通りの商店街で、お買い物以外のふれあい!ステキですね!『パブリックライフ学入門』の著者であるヤン・ゲール氏は、人間の行動を“必要活動・任意活動・社会活動”に分類しています。目的地に行く(必要活動)際に、さまざまなふれあいの機会を誘発するアート活動(社会活動)に出会える熊本のまちは、散歩にもぴったりですね。



熊本市エリアマネジメントアドバイザー 山下 裕子さん

【まちなかイベント】

日時 3月11日(土)～19日(日)【9日間】

場所 サンロード新市街商店街(新市街アーケード内)

内容 アート作品の展示、休憩スペースの設置、道沿店舗によるテイクアウトなど



詳細はこちらから

(市街地整備課 ☎328-2537)

くらしの中の人権 111

女性に関する人権問題

「『男だから』『女だから』という理由だけで、生き方や人生の選択が狭められている」そう感じたことはありませんか。また、自覚がないまま無意識に性別で決めつけていることはありませんか。性別による差別的取り扱い、一人ひとりの個性や能力を発揮する機会や自分らしく生きることを妨げる要因ともなっています。性別にとらわれず、家庭、職場、地域、学校などさまざまな分野において、ひとりの人間としてお互いに人権を尊重し、対等なパートナーとしてあらゆる活動にかかわり、ともに責任を担う社会にしてい

く必要があります。しかし、現実にはドメスティックバイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどに悩んでいる被害者は存在しています。人権を踏みにじる行為であるハラスメント等を根絶し、「だれもがともいきいきと、個性と能力を発揮できるまち」を目指していきましょう。

(人権政策課 ☎328-2333)